

2020年度熊本県北インバウンド推進業務委託基本仕様書

1 業務名

2020年度熊本県北インバウンド推進業務

2 目的

人口減少・少子高齢化が進展する中、「観光」は旺盛なインバウンド需要の取込みによって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるもので、玉名市、山鹿市、菊池市、和水町（以下「4市町」という。）と県は、地方創生の取組みの一環として平成28年に熊本県北観光協議会（以下「協議会」という。）を設立し、海外からの誘客促進に向けた取組み及び農産品の海外販路拡大を積極的に展開している。

本業務は、地方創生の実現に向け、新型コロナウイルス感染症の影響により激減しているインバウンド観光の需要回復期を見据え、観光コンテンツの磨き上げ等による着地型旅行商品を造成し、インバウンドの誘客を図るとともに、農産品の販路拡大を目的とした海外へのプロモーション活動を行うものである。

なお、インバウンド誘客は、台湾・香港のFITをメインターゲットとして事業を展開する。

3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月12日まで

4 委託料上限額

上限5,700,000円

（事業費内訳は別紙）

5 業務内容

（1）観光コンテンツの磨き上げ及び着地型旅行商品の造成・販売

①観光コンテンツの磨き上げ

- ・4市町における既存の観光コンテンツを複数選定し、観光事業者と受託者との密接に連携を図りながら魅力の高い観光コンテンツとなるように磨き上げを行う。このとき、新型コロナウイルス感染症対策及びアフターコロナの新しい観光スタイルを考慮すること。

②観光事業者等と密接に連携した着地型旅行商品の造成

- ・①で磨き上げを行った観光コンテンツを用いた着地型旅行商品を造成する。

③着地型旅行商品の販売

- ・新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しつつ、①の商品をOTAサイト等で販売すること。また、販売後の問合せや代金支払いの際の窓口となること。
- ・①の商品の販売に向け、商品についてPRを行い集客に努めること。

- ・新型コロナウイルス感染症の状況によっては、委託者と協議の上、販売以外のプロモーション等費用に充当する。

(2) 農産品輸出拡大に向けた取組

- ・メインターゲットは香港とする。4 市町の農産品や特産品を使用してもらえる現地飲食店等に向けてセールスを行い、売り込みを行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、渡航制限等により上記事業の実施が困難な場合は、農産品や特産品のサンプル送付等、別途売り込みを行うこと。
- ・上記について、諸手続きやアポイント調整、通訳手配及び資料の作成などを必要に応じて行うこと。

(3) 台湾教育旅行誘致

- ・台湾からの教育旅行誘致に向け、関係機関との協議・調整及びセールス活動等並びに必要に応じて交流イベント等を行うこと。セールス活動時は必要資料の作成を行うこと。

6 報告書の提出等

- ・着地型旅行商品の集客実績や利用者の声を踏まえ、事業の効果検証を行い、実績報告書を作成すること。
- ・実施報告書は、電子媒体で1部、紙媒体で8部提出すること。なお、セールス等で使用した写真は個別の画像データとして整理・提出すること。

7 著作権等

- ・本業務において作成するすべての資料及び電子データについては、第三者（協議会及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関し著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・委託業務により作成した成果物の著作権及び新たに撮影した映像及び画像の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、協議会に帰属するものとする。
- ・使用する映像（写真を含む）の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。また、本業務において使用する映像（写真を含む）及び音声に係る肖像権、著作権などの権利関係の処理・調整を行うこと。
- ・協議会、各市町及び熊本県による成果物の複製及び二次利用については、無償とする。

8 留意事項等

- ・本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・事業の実施に当たっては、委託者と十分協議のうえ実施すること。
- ・事業の実施に当たって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・業務内容（１）については、旅行業法上の第１～３種旅行業登録の事業者で、旅行業の専門知識を有する職員（総合旅行業務取扱管理者）を担当者として配置すること。
- ・委託者は、業務の実施に当たり提供可能な映像、資料等がある場合は、必要に応じて貸与又は提供する。貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、委託者の指示に従うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の対策を踏まえた提案を行うこと。
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と協議すること。

(別紙)

委託事項	金額（円）	適用
（１）観光コンテンツの磨き上げ及び 着地型旅行商品造成	2,900,000 円	金額については上限額
（２）農産品輸出拡大に向けた取組	600,000 円	金額については上限額
（３）台湾教育旅行誘致	2,200,000 円	金額については上限額
計	5,700,000 円	